

東京むさし農業協同組合小平地区 農家各位

＜農業生産資材費高騰に係る補助事業＞ 領収書等の取得・保管をお願いします！

市では、今年度も、農業生産資材費高騰に係る補助事業を実施します。申請方法等詳細につきましては、下記をご覧ください。

申請には「領収書の写し」または、「請求書や明細書と引き落とし額が分かる通帳の写し」などが必要です。取得・保管をお願いします。

※宛名や取引内容が記入されていないレシートのみでは対象となりません。

○申請できる方：市内在住の農業者（世帯主又は世帯を代表する方）

○補助対象事業：裏面のとおり

※他の補助事業で補助対象となるものは、本事業では対象外です。

※消費税及び地方消費税相当額は補助対象外となります。

○補助率：**農業生産資材は50%、**その他種子や肥料、燃料等は**一律30%**

※農業生産資材は、中東情勢の悪化による石油由来の農業生産資材の高騰を受け、当初予定より補助率を変更しました。

○補助上限額：**種子及び苗は2万、その他肥料や資材等については48万。**

※上限額は、合計で最大50万円の補助となります。

※補助上限額は昨年度と異なります。

○対象期間：**令和8年3月1日（日）**～令和9年2月28日（日）

○申請期間：令和8年10月1日（木）～令和9年3月5日（金）

対象期間と申請期間が異なります！ご注意ください！

問合せ 小平市産業振興課農業振興担当 TEL042-346-9533(直通)

補助対象事業

● 種子及び苗

(補助上限額2万円、補助率30%)

- ・ 野菜や果樹、花卉等の生産に係る種子や苗、苗木が対象。
- ※家庭用に購入した種子や苗、苗木は対象外。

◆ 肥料及び土壌改良剤

(補助上限額は「◆」の対象事業と合わせて48万円、補助率30%)

- ・ 化学肥料や化成肥料、配合肥料など、有機質が50%未満で、環境保全型農業推進事業補助の対象とならないもの。
- ・ 土壌改良剤は、バーミキュライトやパーライト、消石灰などの無機物を対象とし、有用菌を利用した発酵堆肥系のものは対象とならない。

◆ 飼料購入費

(補助上限額は「◆」の対象事業と合わせて48万円、補助率30%)

- ・ 養鶏(採卵鶏等)、酪農等家畜及び家禽類の飼料が対象。
- ※犬、猫、金魚等ペットの飼料は該当しない。

◆ 農業施設等用燃料費

(補助上限額は「◆」の対象事業と合わせて48万円、補助率30%)

- ・ ビニールハウスや温室等の暖房等に利用する重油や灯油類。
 - ・ トラクター、耕運機、管理機、草刈り機等の軽油やガソリン等燃料費。
- (軽トラックやトラックなどの輸送用自動車用燃料は対象外)

◆ 農業生産資材

(補助上限額は「◆」の対象事業と合わせて48万円、補助率50%)

- ・ マルチ(生分解マルチ除く)、不織布シート、園芸用ポリポット、防虫ネット等各種ネット類、樹脂ポール、園芸用支柱各種、果実袋、ビニールハウス用硬質ビニール、出荷用段ボール、搬出入用コンテナ、手袋等作業時必要品、出荷用ビニール袋等出荷用梱包品等の資材。
- 記載内容以外でも対象となる場合がありますので、対象なのか、非対象なのか、ご不明の場合はお問合せください。
- ・ 農業用機械や、農薬等は対象となりませんので、ご注意ください。

※担い手支援事業や環境保全型農業推進事業、畑からまっしぐら事業等、他の補助事業の対象となるものは本事業では対象外。また、設置費用や配送費用等も対象外。